

報道関係者 各位

令和6年11月21日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

審査官 八木 公代

(直通電話) 03-5403-2168

古寺均税理士事務所不当労働行為再審査事件 (令和4年(不再)第21号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 岩村正彦)は、令和6年11月19日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～Y事務所が、組合員Xに対し、令和元年7月1日以降の自宅待機等を命じたことは、不当労働行為には当たらないとされた事案～

Y事務所が、組合員Xに対し、令和元年7月1日以降の自宅待機等を命じたことについては、組合員Xの勤務態度等を理由として行われたものとみるのが相当であって、組合員Xが組合員であるが故の不利益取扱いに当たるとはいえず、また、不当労働行為救済申立てを行ったことを理由とする不利益取扱いに当たるともいえない。

I 当事者

再審査申立人

組合員である個人X(「組合員X」)

再審査被申立人

Y税理士事務所と個人Y(「Y事務所」)

II 事案の概要

1 本件は、Y事務所が組合員Xに対し、①平成30年9月11日に、担当業務の割当てをなくしたこと(「本件業務外し」)及び同年10月から令和元年8月19日の間、自宅待機を命じ又は就業を拒否した日若しくは時間帯があったこと(「本件自宅待機等」、自宅待機と就業拒否を併せて「自宅待機等」)、②令和元年7月4日から同年8月19日までの休業手当を支払わなかったこと(「本件休業手当不支給」)、③令和元年7月25日に、組合員Xの私物である書籍の引渡しに応じなかったこと(「本件書籍引渡し拒否」)、④平成30年3月22日に、組合員Xに対して提示した労働条件通知書兼雇用契約書(「本件労働条件通知書」)において夏期寸志を3000円としたこと(「本件夏期寸志額提示」)及び令和元年の夏期寸志を支払わなかったこと(「本件夏期寸志不支給」)が、それぞれ不当労働行為であるとして、組合員Xが、①ないし③については令和2年7月2日に、④については令和2年8月18日に、大阪府労働委員会(「大阪府労委」)に救済申立てを行った事件である。

2 初審大阪府労委は、上記1①の本件業務外しに係る申立て、同①の本件自宅待機等に係る申立ての一部及び同④の夏期寸志に係る申立てを却下し、その余の申立てを棄却したところ、組合員Xは、これを不服として、再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨

- (1) 初審命令主文第1項中、「令和元年7月1日以前に」を「令和元年7月1日より前に」に改める。
- (2) その他の本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 平成30年3月22日の本件夏期寸志額提示については、その後の寸志の支払と一体として一個の行為であるということとはできず、労働組合法（「労組法」）第27条第2項の「継続する行為」（「継続する行為」）に当たるとはいえない。また、本件夏期寸志不支給については、令和元年の夏期寸志の支給日は同年7月10日であったとみるのが相当である。したがって、これらに係る同2年8月18日の救済申立ては、労組法第27条第2項に定める申立期間（「申立期間」）を徒過したものとして却下すべきである。
- (2) 本件自宅待機等については、次のとおり。
 - ア 令和元年7月1日より前の自宅待機については、自宅待機の各命令が、それぞれ1回ごとの完結した行為であり、同月4日以降の就業拒否とは、目的も効果も異なる別個の行為であるとみるのが相当であるから、「継続する行為」に当たるとはいえない。したがって、これに係る同2年7月2日の救済申立ては、申立期間を徒過したものとして却下すべきである。
 - イ 令和元年7月1日の自宅待機については、同月3日午後の自宅待機と一緒に命じられていたとみることができ、同日の自宅待機と一体のものとしてなされた「継続する行為」に当たるとみるのが相当である。そうすると、同月1日の自宅待機に係る救済申立ては、申立期間を徒過したものとはいえないから、下記ウにおいては、同日の自宅待機も含めて、不当労働行為該当性を判断する。
 - ウ 令和元年7月1日以降の自宅待機等については、先行事件（平成30年7月及び同年10月申立て）の不当労働行為救済申立てと時期的に近接しておらず、同月3日以降は先行事件の取下げを含む合意書案の最終的な話し合いが行われ、同年8月19日には合意が成立しており、当時、Y事務所と組合が殊更対立関係にあったともいえないこと等からすると、組合員Xの勤務態度等を理由として行われたものとみるのが相当であって、組合員Xが組合員であるが故の不利益取扱い及び不当労働行為救済申立てを行ったことを理由とする不利益取扱いに当たるとはいえない。
- (3) 平成30年9月11日の本件業務外しについては、組合員Xが令和元年7月2日以降、税理士事務補助業務を行っていないのは、自宅待機等によるものであるところ、本件業務外しと自宅待機等は、別個の効果を持ち、それぞれ独立して行うことができるため、一体としてなされた一個の行為として、「継続する行為」に当たるといえない。したがって、これに係る同2年7月2日の救済申立ては、申立期間を徒過したものとして却下すべきである。
- (4) 本件休業手当不支給及び本件書籍引渡し拒否については、先行事件の不当労働行為救済申立てと時期的に近接しておらず、令和元年7月3日以降は先行事件の取下げを含む合意書案の最終調整が行われ、同年8月19日には合意が成立しており、当時、Y事務所と組合が殊更対立関係にあったともいえないこと等からすると、労働組合の組合員であるが故の不利益取扱い及び不当労働行為救済申立てを行ったことを理由とする不利益取扱いに当たるとはいえない。

【参考】

初審救済申立日	令和2年7月2日（大阪府労委令和2年（不）第26号）
	令和2年8月18日（大阪府労委令和2年（不）第36号）
初審命令交付日	令和4年5月11日
再審査申立日	令和4年5月25日